

新型コロナウイルス感染症対策「勝田高等学校 学校再開ガイドライン」

このガイドラインは、本校の教育活動における新型コロナウイルス感染症対策を示したものです。
また、新型コロナウイルス感染症による臨時休校や臨時休業があった場合の学校対応が示されています。

1 感染症対策

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉、密集、密接）」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠である。なお、「3つの密」が同時に重なる場を避けることはもちろんであるが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされる。

ここでは、(1)～(6)の項目について、本校の感染予防対策を示した。

***令和3年度は、新入生に「保健だより 新型コロナ特集号」を配布します。**

(1) こまめな手洗い、手指消毒

- ・流水と石けんでの手洗いを基本とする。
- ・流水による手洗いができない場合などに、アルコールの手指消毒液を使用する。（教室を含む校内 38 か所に設置する）
- ・外から建物内に入る時、トイレの後、昼食の前後等、こまめに行う。
- ・洗面所に石けんを常備しておく。
- ・トイレ使用や手洗いが密集しないように工夫する。（手洗い時間の確保と、学年別に手洗い場を割り当てる）

(2) マスク着用

- ・教室内でもマスクの着用を徹底するとともに、一定の間隔を空けるように工夫する。
 - ・生徒自身のマスクが使用不能になった場合に備え、予備のマスクを学校で用意しておく。
 - ・必要に応じ、教育活動において手作りマスクを作成するなどの対応をする。（保健だより 4月号で紹介）
※R2.3.26 保体第1815号「各学校等における教育活動の再開に向けたマスクの準備について（通知）」
 - ・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し、その際は、換気や生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をする。
 - ・体育等の運動を伴う活動では、マスクの着用は必要ないが、フィジカルディスタンス（身体的距離の確保）に配慮をする。
- ※「マスク熱中症」への注意喚起をする。（こまめな水分補給や首や額を冷やすなど）

(3) 共用部分の消毒

- ・アルコール消毒液で、ドアノブ、手すり、スイッチなどの多くの生徒が触れる場所を拭く。
 - ・1日1回以上は消毒を実施する。
 - ・ドア（ドアノブ含む）や水道蛇口などに触れる回数を減らす（ドアの開放など）。
- ※教室・洗面所・トイレ清掃監督者が、清掃時に共用部の消毒を実施する。（消毒液、ゴム手袋、消毒法資料等配布済み）

(4) 換気は、2方向の窓を同時に常時開放

- ・2方向の窓を広く開ける。※対角線上の窓を開けることが効果的
- ・窓のない部屋は、入りの開放、換気扇を用いるなどの対応をとる。
- ・体育館等の広い部屋でも、窓の開放等により換気を行う。
- ・授業中も、2方向の窓を開けておくことが望ましい。
- ・最低でも、休み時間ごとに換気を行う。
- ・教室等のドアは、換気の目的とあわせて、生徒が共用部に触れないように開放しておいてもよい。
- ・冷暖房設備の使用時においても、換気の時間を設定する。

(5) 毎朝の検温（登校前に自宅）と健康状態の確認（自宅・学校）

- ・家庭との連携により、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行う。
- ・発熱等の風邪の症状がある場合には、学校に連絡して、自宅で休養させる。
- ・登校時に、生徒の検温結果及び健康状態を確認する。

※「健康観察記録表」を毎月配布する。毎朝、自宅で検温や健康状態を記録し、発熱等の風邪症状がある場合は学校に連絡して、自宅で休養させる。

(6) 非接触型体温計を整備

- ・登校後は、教室へ入る前に、検温（家庭で検温していない場合）、手洗い、手指の消毒等をする。
- ・熱が通常より高い等の症状があり、感染が疑われる場合は、保護者に連絡して迎えに来てもらい自宅休養とする。その場合、他の生徒等との接触を可能な限り避けられるように別室で待機させるなどの配慮をする。

2 登下校

- (1) マスクを着用する。熱中症のおそれがある場合は、着用しないこともできる。
- (2) 周囲との間隔を1メートル以上空け、会話を控える。
- (3) 信号待ち、校門、昇降口等での密集が起こらないよう指導する。
- (4) 電車やバスによる通学
 - ・マスクを着用し、会話を控える。
 - ・可能な限り間隔を空けて乗車する。

3 授業

(1) 机の配置等

- ・対面での配置をしない
- ・机の間隔を確保する。
- ・特別教室等で固定式の机で対面となる場合は、可能な限り座席の間隔を確保する。
- ・座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせるなど、柔軟に対応する。

(2) 大声での発言等を控える

- ・近距離での会話や発声等も避ける。

(3) 共用の教材・教具・情報機器等は使用前に必ず消毒

- ・実験台・実験器具等、使用前に消毒をする。

(4) 保健体育（体育）

- ・全ての運動領域において、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。ただし、生徒が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動については、実施内容を検討する。
- ・指導順序の変更や家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、指導計画の見直しを検討する。
- ・運動不足や体力の低下が懸念されるため、準備運動や整理運動を十分に行うとともに、運動時間や運動強度を調整する。

① 感染症対策について

- ・健康観察を行う。
- ・換気をこまめに行う。
- ・密集、密接を避ける（着替え、集合、活動中等）。
- ・共有の用具や器具は適切に消毒する。
- ・授業前後の手洗いを徹底する。

② その他

- ・適切に熱中症対策を講じる。
- ・「マスク着用の必要性」及び「水泳授業の取扱い」については、保健体育課（学校体育担当）からの令和2年5月22日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」及び「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」を参考に、柔軟に取り組む。

(5) その他

- ・実習の前後の手洗いを徹底する。
- ・次の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22 Ver.1）」のレベル2地域における留意事項を参考に、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討する。

〔感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動〕

- ・理科「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽「室内で生徒が近距離で行う合唱、管楽器演奏」
- ・美術「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・保健体育（体育）「生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

4 学校行事

(1) 行事の精選

- ・学校行事は、子どもたちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する。
- ・感染症予防の対策を講じることが難しい学校行事は、中止を含めて検討する。

(2) 実施方法や内容の検討、実施時期の設定

- ・学校行事を実施する場合は、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。
- ・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事を実施する場合は、訪問先の自治体の状況を踏まえ、キャンセル料が発生することがないよう早い段階において、延期、日程の短縮、行き先の変更等、選択肢を広げて検討する。状況によっては、中止も選択肢に入れて対応する。

5 部活動

【運動部活動】

- ・可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。
- ・各競技団体より、別途通知が発出されている場合は、通知内容を基に活動内容を検討する。
- ・生徒の検温、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
(指導者も同様)
- ・「茨城県部活動の運営方針」を準拠し、短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

(1) 感染症対策について

①活動場所について

- ・屋内で実施する場合は、こまめな換気や消毒液を設置するとともに、生徒が手を触れる箇所の消毒を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。

②用具等について

- ・器具や用具等については、消毒できるものは使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

③その他

- ・ミーティングは、密集を避け、指導者と生徒、生徒間の距離（1mを目安）を空けて実施する。
- ・部室、更衣室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。

(2) 練習試合、合宿の実施について

- ・会場への移動時や会場での更衣室の利用時など、スポーツ活動以外の場面も含め、学校として責任をもって感染症対策を行う。
- ・県外の学校との練習試合、合宿は、今後の感染状況や競技の特性を考慮した上で、実施を妨げるものではない。なお、部活動を担当する教員のみで決定するのではなく、学校として実施の必要性を協議し判断する。

【文化部活動】

- ・文化部活動の特性を踏まえ、運動部活動に準じて対応する。

6 昼食

- (1) 食事をする際は、対面での机配置をしない。また、座席の間隔を確保する。
- (2) 食事をする際は、できる限り会話を控える。
- (3) 教室以外の場所も開放し、食事場所をできる限り分散する工夫をする。

7 休み時間

- (1) 会話をする際には、適切な距離を保つ。
- (2) お互いの体が接触するような遊びは行わない。

8 図書館

- (1) 図書館利用前後には手洗いをするルールを設けて徹底する。
- (2) 生徒が利用する時間帯を分散させる工夫をする。
- (3) 図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能を維持する。
- (4) その他

- ・公益社団法人日本図書館協会「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日公表）を参考にする。

9 清掃活動

- (1) 床の清掃時等は、ウイルスが飛散しないように注意する。
- (2) 換気のよい状況で、マスクをした上で行う。
- (3) 掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをする。

10 熱中症対策

- (1) 近年の猛暑に対応するため、7月～8月の授業では、特に、熱中症の対策に配慮する。
- (2) 暑さ指数（WBGT値）を踏まえた授業を行う。
※WBGTとは、気温、湿度、輻射熱の3つの指標を取り入れた温度の指標（環境省HP）
- (3) 学校の教育活動全体において、適宜、水分補給ができるよう配慮する。
- (4) 温度や湿度などの室内環境にも配慮し、空調設備と換気を併用する。

11 学びの保障（臨時休校、臨時休業の場合）

- (1) 臨時休校及び臨時休業期間の家庭学習（課題、オンライン学習等）による学習の理解及び定着状況を確認するため、課題を提示し、評価する。さらに、定着を深めるため、必要に応じて課題の解説や小テスト等を実施する。
- (2) 学習内容が定着していない生徒には、別途、個別の補講の実施や課題などで必要な措置を講じる。
- (3) 学校再開後も動画および課題の配信、双方向型オンライン学習等、ホームページやClassi等のICTを活用した家庭学習と学校における授業を組み合わせ、生徒の学びの保障に努める。

12 生徒の出欠の扱い

- (1) 授業日に、新型コロナウイルス感染症に関連して学校を休む場合は、保護者からの連絡を受けて、以下の場合は、出席停止とする。
 - ・生徒の感染が判明した場合、又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合。
 - ・生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合、又は感染がまん延している地域（「特定（警戒）都道府県」、「感染拡大注意都道府県」、「感染観察都道府県の注意を要する地域」）において、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合。
- (2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合、まず、保護者から事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るように努める。その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由がある場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いを行う。

13 PCR検査を受ける場合等の出席の判断（参考：添付資料1）

(1) PCR検査を受ける場合

- ・生徒等が検査を受けることを高校教育課に報告する。
- ・検査結果を高校教育課に報告する。
- ・PCR検査を受けた者は、結果判明まで出席停止とする。なお、結果判明後も十分に健康観察を行う。

(2) 感染者及び濃厚接触者が出た場合

① PCR検査で陽性となった場合（感染者が出た場合）

- ・完治するまで出席停止（PCR検査で陰性、病院等からの許可）
- ・学校で感染者が出た場合は、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大状況を踏まえ、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業の措置を検討する。

※休業の範囲については以下のようなことが考えられる。

① 他学級との交流なし ⇒ 学級単位の休業

※欠席していたなど、学級内においても交流が認められない場合はこの限りではない。

② 他学級との交流あり ⇒ 学年単位の休業

③ 他学年との交流あり ⇒ 学校全体の休業

④ 活動範囲の把握困難 ⇒ 学校全体の休業

② 濃厚接触者の特定

- ・濃厚接触者は、PCR検査の結果が陰性であっても、感染者と最後に接触した日から14日間出席停止とする。
- ・濃厚接触者の特定については、保健所が感染者本人に行動履歴等をヒアリングするが、学校でも把握に努める。

【濃厚接触者とは】

◇ 患者が発病した日の2日前から接触した者のうち次に該当する者

- ・感染が疑われる者と同居あるいは長時間の接触があった者
- ・対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル以内で15分以上）で感染予防なしで患者と接触があった者（患者の症状やマスクの使用有無等から総合的に判断）

(3) 感染者が出た場合の学校の対応

① 校内施設消毒と健康観察

- ・校内の消毒を十分に行う。
- ・濃厚接触者だけでなく、生徒、教職員全員の健康観察を徹底する。

② 公表における留意点

- ・個人のプライバシーに配慮し、公表により個人が特定されないよう注意すること。
- ・公表は、茨城県の発表前に行わないこと。なお、高校教育課と十分に協議すること。
- ・県等の発表前に保護者へ連絡する際は、メール等の一般に公開されない方法によること。
- ・生徒に対し、正確な情報に基づいた行動をとり、誤解や偏見による差別を行わないよう指導すること。

参考（県発表の基本事項）

- ・毎日夕方に、当日の感染状況（前日の報告漏れ分を含む）を発表している。
- ・発表の内容は、年代、性別、居住地、職業、症状等であるが、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の共有に留意している。

14 生徒の心のケア

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心として、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、生徒の健康観察、心のケアに適切に取り組む。学校再開後に、登校しない日が数日続く生徒には、家庭訪問等を実施し早めに対応する。
- (2) 新型コロナウイルス感染に対する不安等で登校できない生徒に対しては、電話による相談だけでなく、Web会議システムにより生徒の顔を見ながら話をする等、ICTの活用を検討する。

15 重症化のリスクの高い生徒等への対応

- (1) 医療的ケアを必要とする生徒が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認のうえ、個別に登校の判断をする。その際、学校での受入れ体制も含め、学校医に相談する。
- (2) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒等についても、主治医の見解を保護者に確認のうえ、登校の判断をする。

16 教職員の感染症対策

- (1) 教職員においては、生徒等と同様、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する。
- (2) 毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状がみられる場合は、自宅で休養する。
- (3) 教職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。
- (4) 職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散して勤務する等も考えられる。
- (5) 職員会議等を行う際には、最小限の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うこと等の工夫や、Web会議システム等を活用することが考えられる。

17 長期休業中の授業日の設定

臨時休業により実施できなかった授業を補うために長期休業中に授業日を設定する。加えて、進学特講等で授業日を設定してもよい。

18 「いばらきアマビエちゃん」の登録と活用

- (1) 勝田高等学校では「いばらきアマビエちゃん」の登録をして、学校行事（体育祭、文化祭、卒業式等）等で、来校者が見込まれる場合、積極的に活用します。
- (2) 来校者の密集を避けるため、「いばらきアマビエちゃん」のQRコードを受付等の複数の場所へ掲示、または、印刷して当日配布します。

県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策

「県立勝田高等学校 チェックリスト」

茨城県立勝田高等学校

記入日 令和 年 月 日

以下の項目について、定期的にチェックして、学校全体で感染症予防に取り組んでいます。

1 新型コロナウイルス感染症の正しい知識と理解

- ☐ (1) 正しい感染予防策の指導
 - ・LHR等で、新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止策について正しく理解できるように指導している。
- ☐ (2) 新型コロナウイルスの感染予防の啓発
 - ・掲示板にマスクの着用、手洗い場に正しい手の洗い方等の啓発用ポスターを掲示してある。
 - ・保健だより等で、学校の感染予防対策の周知を図っている。

2 学校における感染予防対策

ガイドラインをもとに、各項目で3密（密閉、密集、密接）を避ける等、適切な指導をしている。

- ☐ (1) 登校前（体調観察、検温等）
- ☐ (2) 登下校（マスクの着用、手の消毒、手洗い等）
- ☐ (3) 授業（教室、特別教室、実験、実習、体育等に応じた対策）
- ☐ (4) 昼食（食事前の手洗い、大声での会話を避ける、対面での机の配置を避ける等）
- ☐ (5) 昼休み（教室以外の昼食場所の設定等）
- ☐ (6) 部活動（部室の使用法、練習方法、ミーティング等）
- ☐ (7) その他（共有部の消毒、集会を放送で実施等）

3 体調が悪い生徒等に対応する体制づくり（新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合）

- ☐ (1) 専用の休養場所が確保してある。添付資料2
- ☐ (2) 連絡体制（管理職への情報集約、保護者への連絡と対応）の明確化と共有ができています。添付資料2
- ☐ (3) PCR検査を生徒等が受けた場合の校内の報告手順、学校から県への報告手順が明確化してある。添付資料1

4 環境整備

- ☐ (1) 職員室、会議室等の換気をしている。
- ☐ (2) エアコン稼働時にも換気をしている。
- ☐ (3) 手指消毒液の設置及び積極的な活用を指導している。
手指消毒液が手に入らない場合は、石けんと流水を基本とするこまめな手洗いを指導している。
- ☐ (4) 共用の場所（手すり、水道蛇口、スイッチ等）を定期的に消毒している。

5 生徒の心のケア等

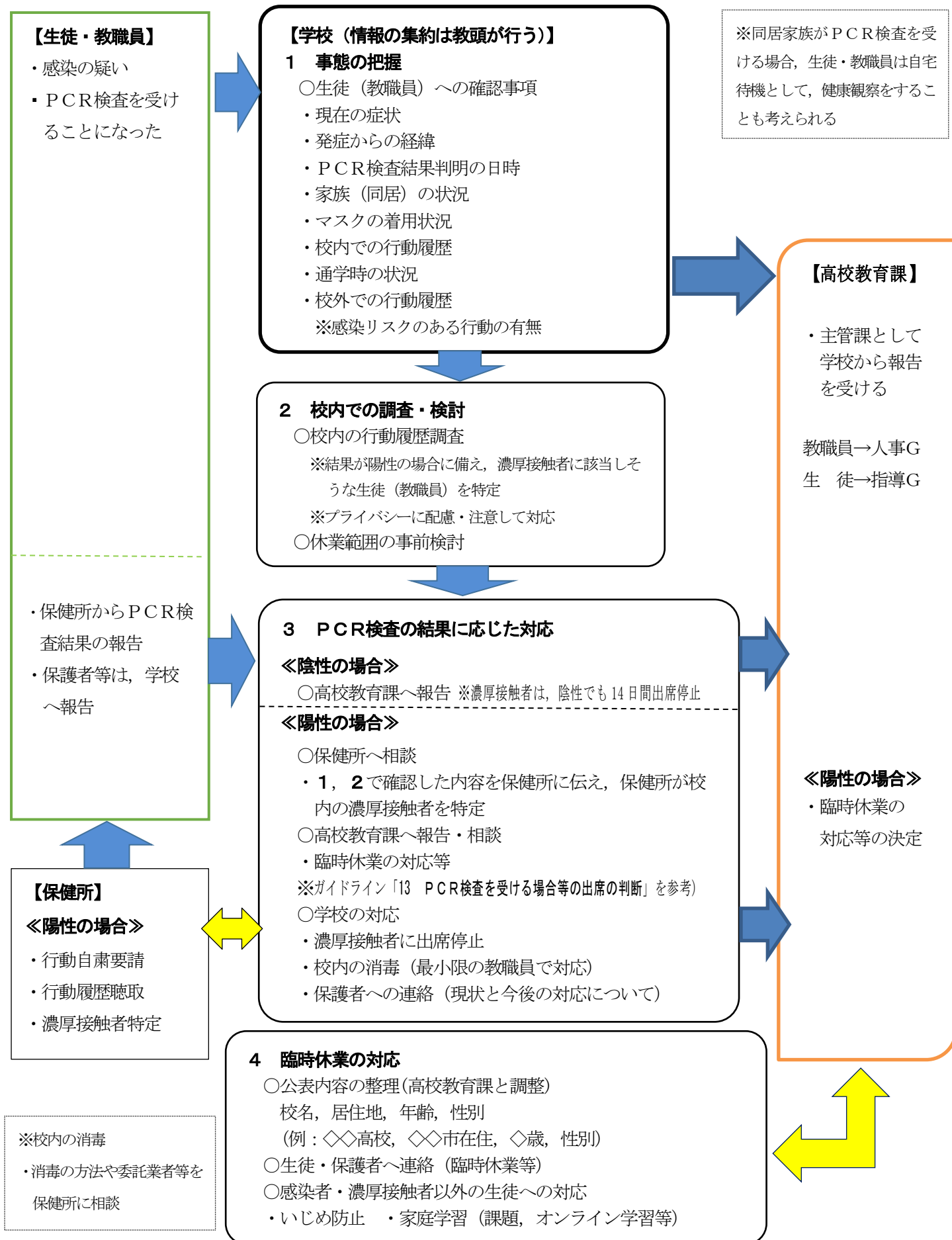
- ☐ (1) 健康相談、カウンセラー等の支援、家庭訪問等を行う体制が整っている。
- ☐ (2) 感染者等に対する偏見や差別によるいじめの防止に取り組んでいる。

6 その他

- ☐ (1) 暑い時期は、熱中症対策も十分に注意して授業等を実施している。
- ☐ (2) 教室の窓等を開放するため、貴重品を必ず持ち歩く等、貴重品の自己管理を徹底している。
- ☐ (3) 「いばらきアマビエちゃん」の登録と活用を行っている。

添付資料 1

PCR検査を生徒等が受けることになった場合の学校の対応



添付資料 2

学校内で生徒等に感染の疑いがある場合の緊急対応

【生徒・教職員】

○感染の疑いの症状あり

(発熱, 咳)



○保健室へ移動

(検温, 健康観察)



○専用の休養場所【学習館 2 F 小学習室】へ移動, 安静・健康観察

○保護者・家族等への連絡



○保護者・家族等への対応
(経過説明, 引き渡し等)

○医療機関等への連絡



※校内の消毒

・消毒の方法や委託業者等を保健所に相談



【学校（情報の集約は教頭が行う）】

1 事態の把握

○生徒（教職員）への確認事項

(※できる範囲で速やかに行う)

- ・現在の症状
- ・発症からの経緯
- ・マスクの着用状況
- ・校内での行動履歴
- ・通学時の状況

2 対応の検討

- ・校長へ報告



2 保護者・家族等への連絡先を確認

- 生徒の健康観察
- 保護者・家族等への引き渡し
- 医療機関への連絡



3 その後の対応

- 高校教育課へ報告・相談
 - ・臨時休業の対応等
- 学校の対応
 - ・濃厚接触者の確認
 - ・校内の消毒（最小限の教職員で対応）
 - ・保護者への連絡（現状と今後の対応について）